

消安全第 50 号  
平成 28 年 2 月 29 日

消費者委員会委員長  
河上 正二 殿

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

河野 太郎



「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」への対応についての  
消費者庁の実施状況について

平成 27 年 8 月 28 日付けの貴委員会の「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」への対応について、消費者庁の実施状況を別紙のとおり報告する。

**「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」  
に対する消費者庁の実施状況について**

**1. 商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する取組の強化**

(建議事項1)

消費者庁は、商業施設内の遊戯施設において、消費者安全法に基づく消費者事故等が発生していることを踏まえ、経済産業省において、同省所管の商業施設について消費者安全の観点から適切に業振興に取り組まれるよう同省と調整を行うこと。

**4. 専ら経済産業省が所管する商業施設内の遊戯施設を除く遊戯施設への安全対応**

(建議事項4)

消費者庁は、専ら経済産業省が所管する商業施設内の遊戯施設を除く遊戯施設においても消費者事故等が発生していることを踏まえ、それらの事故防止を図るため、当該施設に係る事故情報の収集・活用が適切に行われるよう、関係行政機関と調整すること。

**5. 関係行政機関への情報提供及び消費者への注意喚起**

(建議事項5)

消費者庁は、遊戯施設において発生した事故情報の適切な活用を図るため、収集した事故情報を、商業施設以外の施設を含め、遊戯施設を設置している事業を所管する関係行政機関に提供すること。  
また、消費者庁は、消費者事故等の防止のため、引き続き、消費者に対して適時適切に注意喚起を行うこと。

**建議事項1について**

消費者庁では、経済産業省と随時調整を行い、同省において商業施設内の遊戯施設の安全確保に関する指針の策定作業が進んでいることを確認した。

**建議事項4について**

消費者庁では、関係省庁間（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）の連絡会議を開催し、関係省庁が連携して遊戯施設に関する事故情報の収集・活用を推進することを確認し（平成28年1月28日）、さらに、関係団体と連携した事故情報の収集・活用が適切に行われるよう各省庁に要請した（平成28年2月10日）。

#### 建議事項5について

関係省庁に対し、事故情報データベース及び医療機関ネットワーク事業を通じて収集した商業施設内及びその他の施設における遊戯施設に係る事故情報の分析結果等を情報提供し関係団体への周知を要請した（平成28年2月10日）。

また、消費者庁では、収集した事故情報の分析結果を元に、消費者に対し、遊具による子供の事故への注意喚起の報道発表を実施し、マスメディアを通じて広く周知した（平成28年2月10日）。あわせて、同日、消費者庁ウェブサイトやツイッターでも情報発信を実施した。さらに、「子ども安全メール from 消費者庁」を活用し、子育て世帯等に注意喚起情報を送付した（平成28年2月18日）。